

# 教育再生実行本部

格差克服のための教育部会  
教育環境整備部会  
高等教育部会  
特別支援教育部会

## 第六次提言

平成28年4月4日

自由民主党

教育再生実行本部

## ○ はじめに

平成24年10月、わが党の安倍総裁は、総裁就任直後から、経済再生と教育再生を日本再生の要として位置づけ、直属機関として「教育再生実行本部」を発足させました。

政権奪還後の平成25年1月からは、「人造りは国造り」を基本とし、政権与党として責任を持って日本を建て直すため、教育再生を実行するための主要な課題について逐次検討を行っています。

教育再生実行本部では、これまで、①英語教育、理数教育、ICT教育を中心とした「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」（平成25年4月）、②「平成の学制大改革」、「大学・入試の抜本改革」、「新入材確保法の制定」などを盛り込んだ「第二次提言」（平成25年5月）、③教科書検定の在り方特別部会の「議論の中間まとめ」（平成25年6月）、④教育再生推進法（仮称）の制定に向けてその骨格を示した「第三次提言」（平成26年4月）、⑤教育投資・財源特別部会の「中間取りまとめ」（平成26年8月）、⑥チーム学校の推進、高等教育の成長戦略などを盛り込んだ「第四次提言」（平成27年5月）、⑦必要な教育投資とそのための財源の在り方に関する「第五次提言」（平成27年5月）を公表し、今後わが国が実行していく教育再生の方向性を示してきました。

更に本年1月、残された課題について重点的に検討を行うため、新たに「格差克服のための教育部会」、「教育環境整備部会」、「高等教育部会」の3つの部会を設置するとともに、従前から議論を行ってきた「特別支援教育部会」も含めて、集中的に議論を進めてまいりました。

このたび、これら4つの部会において、計21回に及ぶ活発な議論を経て、「第六次提言」を公表するに至りました。

本提言内容が真に実効あるものとなるためには、各部会における提言内容を一体として推進することはもとより、広く国民の理解を得て、施策の推進のために必要な教育財源を確保していくことが必要であります。

今後、政府・与党一丸となって、迅速かつ確実に実現させることを強く期待します。

なお、今回の各部会における提言は第一次としての提言であり、教育再生実行本部としては、引き続き、教育再生の実行のための検討を進め、更に、提言等を取りまとめまいります。

平成28年4月4日  
自由民主党 教育再生実行本部  
本部長 渡海 紀三朗

格差克服のための教育部会

主査 福井 照

主査代理 丹羽 秀樹

宮川 典子

上野 通子

教育環境整備部会

主査 中山 泰秀

主査代理 山際 大志郎

高等教育部会

主査 丸山 和也

主査代理 二之湯 武史

特別支援教育部会

主査 森 まさこ

# 「格差克服のための教育部会」第一次提言

(主査：福井照 主査代理：丹羽秀樹、宮川典子、上野通子)

## 誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない社会の実現

●貧困の連鎖を断ち切り「一億総活躍社会」「地方創生」を実現するため、貧困家庭の経済的環境、文化的環境、地域での人的環境の底上げを図る。

●格差克服のためには、親の就労や生活への支援など総合的な対策が必要であるが、本部会は特に「教育」の支援という観点から施策を整理。

●教育は、子供の未来を切り拓き、希望の光を灯す最大の手段。親も含め、置かれた環境に左右されることがないように、教育の力により「経験値」格差を解消することが鍵。

●教育における格差の問題の放置は、わが国に深刻な危機をもたらし、一刻の猶予も許されない。格差克服が、社会に様々な便益（税収増、社会保障費抑制等）をもたらすという社会的コンセンサスが重要。

●具体的には、以下の4つの方策に同時並行で強力に取り組むことが必要。

①学校の教育力向上【学校がすべての子供に基礎学力を保障】

学力課題校の解消、いじめ・不登校・中退等の課題を抱える子供への支援

②経済的負担の軽減【切れ目のない教育費負担軽減】

国公立を通じた就学援助に係る補助制度の創設、給付型奨学金

③家庭の教育力向上【困難を抱える家庭に向き合い、寄り添う】

伴走型の家庭教育支援人材の養成、親の相談・交流の居場所の提供

④地域の教育力向上【人や地域のつながり力を再生】

地域人材・ICTを活用した無料学習支援、図書館を活用し読書を通じた親子の学びの推進、親子の体験活動

●国（関係府省）・地方公共団体に、教育支援も含めた貧困家庭に対する支援を行う総合的なワンストップ窓口を整備し連携。

●本部会の提言は全国的に展開していくが、特に模範となる取組として、「教育格差克服モデル都市」での実践。

●格差克服が様々な社会的便益をもたらすというエビデンスを整備し、教育財源を確保。民間資金を含む多様な資金を活用するため新たな制度の導入も検討（無利子国債等）。

## 1. 基本的な考え方～誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない社会の実現～

- 「一億総活躍社会」や「地方創生」の実現に向け、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、教育における格差を克服し一人一人の環境の底上げを図ることは、喫緊かつ重要な課題。
- 経済的な問題や地域ごとの教育条件の違い等のため、均等な教育の機会が確保されず、学習の進捗が立ち遅れている子供の問題は、深刻な問題。
- 家庭環境や地域のつながり力が子供の成長に及ぼす影響も大きいことから、貧困家庭に対する社会総がかりでの支援も重要。
- 教育は、人を成長させ、未来を切り拓き、希望の光を灯すことができる最大の手段。親も含め機会の平等を確保し、置かれた環境によって「経験値」の格差が生じないように、その解消を図ることが重要。
- 教育における格差の問題を放置することは、わが国に深刻な危機をもたらすこととなり、一刻の猶予も許されない状況。これを克服することが、社会に様々な便益（税込増、社会保障費抑制等）をもたらすという社会的なコンセンサスを得ることが重要。
- 「経済的格差の克服」「文化的環境の充実」「人や地域とのつながり力の強化」の3つの視点を踏まえて、「学校の教育力の向上」「経済的負担の軽減」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の4つの方策のもとに、特に「教育」の支援という観点から施策を整理。
- なお、施策ごとに目指すべき目標を立てることが重要。そのうえで、当面5年間の施策のロードマップを示すことが必要。

## 2. 学校がすべての子供に基礎学力を保障し、格差を克服

- 貧困等に起因する学力課題校の解消
  - 2020年度までに学力課題校（約1000校）の解消を実現することを目指し、以下の関係施策を組み合わせた集中的支援を実施
    - ・ 格差解消に向けた個別指導や関係機関との連携を行う専任教員の追加措置、サポートスタッフの派遣の支援、学力向上アドバイザーの派遣、ICTの積極的な活用 等
- 「チーム学校」の理念のもと、子供の抱える多様な課題を解決
  - いじめ・不登校の未然防止のための学校の教育相談体制の強化
  - 中退をきっかけとした社会との断絶を防ぐための就学・就労支援
  - 日本語指導が必要な外国人の子供の社会的自立に向けた支援

## 3. 切れ目のない教育費負担の軽減で、格差を克服

- 貧困家庭の子供が学校で必要となる費用への支援拡充
  - 【初等中等教育段階】
    - 就学援助制度の対象範囲、対象費目の種類・単価の見直し
    - 高校生等奨学給付金制度の充実
  - 社会全体で高等教育を受ける学生を支援
    - 【高等教育段階】
      - 貧困家庭から大学等へ進学する道を閉ざさず、卒業後に教育支出による多額の借金を背負わないよう、給付型奨学金の創設など経済的支援を充実

## 4. 困難を抱える家庭に向き合い、寄り添い、格差を克服

- 地域の力で家庭を支える「家庭教育支援チーム」を全市町村に普及
  - 親の生きる意欲を高め、自立する力を引き出すため、困難を抱える家庭に寄り添って伴走する支援人材の養成等
- 親の悩み相談、親同士の交流ができる日常的な居場所の提供
  - 公民館等の社会教育施設、学校、地域子育て支援センター等の一部スペースの活用
- 関係機関の連携のもと、困難を抱えた家庭に必要な支援を届ける体制の構築
  - 「家庭教育支援チーム」と学校、教育委員会、保健福祉部局等の関係者による情報交換を行い、支援メニューの充実や訪問型支援の実施

## 5. 人や地域のつながり力を再生し、格差を克服

- 地域の力によって放課後・土曜日等の教育格差を打破
  - 教員 OB など地域人材を活用した無料の学習支援や放課後・土曜日の教育活動、親子参加型行事、親子の居場所づくりの充実を図る基盤として、早期に全小中学校区をカバーして「地域学校協働本部」を整備。
- 図書館の機能を活用し読書を通じて困難な状況にある親子の学習・成長を支援
  - 困難を抱える家庭に図書館の本を届けるなどし、幼児期からの子供の読書習慣づくりや、読書を通じた親子のコミュニケーションを充実
  - 学習・読書習慣づくりをサポートするため、学習スペース等の図書館の環境を充実
- 自然体験活動等を通じて困難な状況にある親子の自己肯定感を向上
  - 児童福祉施設と公立の青少年教育施設との連携・協働による自然体験活動等の実施体制を確立し、全国展開

## 6. 真に実効ある施策の推進に向けて

- ワンストップ窓口の機能の強化
  - 就業、住宅、子育て、教育等の支援施策を講じるすべての関係機関へ確実につなぐことができるような、貧困家庭に対する支援を行う総合的な窓口を国（関係府省）・自治体に整備し、相互に連携
- 教育格差克服モデル都市での実践
  - 本提言の内容は全国で実践されるものであるが、特に、教育格差の克服を図るモデル的な取組を確立・発信していくため、「教育格差克服モデル都市」での実践
- エビデンスに基づく教育施策の推進と教育財源の確保
  - ビックデータの活用も視野に入れた既存データの分析及び収集・蓄積、講じた施策とその成果の多角的な検証の実施（エビデンスの整備）
  - 民間資金を含む多様な資金を活用するための新たな制度の導入を検討（無利子国債等）

# 「格差克服のための教育部会」第一次提言

## ～誰ひとり見捨てない、誰ひとり忘れない社会の実現～

「一億総活躍社会」や「地方創生」の実現に向け、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、教育における格差を克服し一人一人の環境の底上げを図ることは、喫緊かつ重要な課題である。特に、経済的な問題や地域ごとの教育条件の違い等のため、均等な教育の機会が確保されず、学習の進捗が立ち遅れている子供の問題は、深刻な問題となっており、家庭環境や地域のつながり力が子供の成長に及ぼす影響も大きいことから、貧困家庭に対する社会総がかりでの支援が重要である。

その際、教育は、人を成長させ、未来を切り拓き、希望の光を灯すことができる最大の手段であるという認識のもと、親も含めた機会の平等を確保し、置かれた環境によって「経験値」の格差が生じないように、その解消を図ることが重要である。

教育における格差の問題を放置することは、わが国の将来に深刻な危機をもたらすことになり、その解決に向けては一刻の猶予も許されない状況にある。国民一人一人の理解を得て、教育の力で格差を乗り越え、これを克服していくことが、社会に様々な便益（税収増、社会保障費抑制等）をもたらすという社会的なコンセンサスを得ることが重要である。

このような基本的な考え方に立って、本部会においては、「経済的格差の克服」「文化的環境の充実」「人や地域のつながり力の強化」の3つの視点を踏まえ、「学校の教育力の向上」「経済的負担の軽減」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」の4つの方策のもとに、特に「教育」の支援という観点から施策を整理した。

なお、本提言内容が計画的に実行されるよう、施策ごとに目指すべき目標を立てることが重要であり、そのうえで、当面5年間の施策のロードマップを示すことが必要である。

### 1. 学校の教育力の向上

※●は新規に取り組む施策

#### <基礎学力の習得に課題がある児童生徒に対する指導の徹底>

○ 家庭環境等に課題を抱え、学習意欲や学習習慣が十分でない子供たちに対しても、基礎学力が着実に習得できるようにすることは重要な課題である。家庭環境等に左右されずに、すべての子供たちに支援を提供するためには、学校教育において複数の教職員が重層的に子供に向き合い、学習意欲の喚起や学習習慣の定着を図ることが必要である。

特に、経済的事由により就学援助を受けている児童生徒が多く、学力の面でも課題を抱えている小中学校における学力保障の取組を重点的に支援することが重要である。そのため、このような学力課題校約1,000校に対して、個別指導や関係機関との連携等を行う専任教員の追加措置、学習支援のためのサポートスタッフの派遣、スクールカウンセラーの配置、学力向上アドバイザーの派遣等の関係施策を組み合わせた集中的な支援を提供する。【平成32年度までに学力課題校約1,000校を解消】

#### <学校の教育相談体制の強化>

○ いじめや不登校の未然防止のためには、「チーム学校」の理念のもと、教員と専門スタッフ等が役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組むことが重要である。そのため、

心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実を図り、学校の教育相談機能を強化する。

【平成 31 年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人）に、スクールカウンセラーを全公立小中学校（約 27,500 校）に配置。将来的には全公立小中高等学校（約 30,000 校）で常時相談できる体制を整備】

### ＜不登校の子供に対する支援＞

- 不登校の子供に対する支援を強化するため、教育支援センター（適応指導教室）へのスクールカウンセラーの配置等による機能強化や設置促進を行うとともに、不登校の子供に配慮した特別の教育課程を編成する学校の全国展開や、学校外で学ぶ子供たちへの支援、夜間中学の設置促進・就学希望者への積極的支援、教育支援センターや不登校特例校との連携強化等の施策を一体的に実施する。

【すべての教育支援センターで常時相談できる体制の整備（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等）】

### ＜学校段階に応じたキャリア教育の推進＞

- 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、都道府県等へのキャリア教育を推進する専門人材の配置の促進や、起業家精神等を養うための小・中学校等における起業体験の促進等を実施する。

### ＜中退者への就学・就労支援＞

- 学校に配置される進路等のカウンセリングを行う専門スタッフが、在学中の生徒と早い段階から関わり合いを持ち、関係を構築するとともに、生徒が中途退学するなどの状況に置かれそうな場合には、スクールカウンセラー等の助言を得つつ、専門的な見地からの進路相談を早期に実施する。

また、中途退学し就労等への進路変更を希望する生徒に対しては、専門スタッフが地域若者サポートステーション等の関係機関の職員と連携・協働し、本人の希望に応じて個別相談等の支援を行うなど、学校段階から切れ目のない支援を実施する。

【平成 29 年度までに学校段階から切れ目のない支援を行う体制の整備】

### ＜外国人の子供に対する支援の充実＞

- 外国人の子供たちが進学・就職し、日本の社会に適応して社会的・経済的に自立することを促すため、個々の日本語能力に応じた日本語指導や教科指導等による学力保障のための指導体制を充実させるとともに、企業等と連携したきめ細かな進路指導・キャリア教育等の取組への支援を実施する。

【平成 32 年度までに日本語指導を必要とする児童生徒が日本語指導を受ける割合 100%を目指す】

## 2. 経済的負担の軽減

### 一 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減方策一

#### 【初等中等教育段階】

### ＜幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進＞

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を提供するため、幼児教育の質の向上を図りつつ、幼児教育の無償化を段階的に進める。

### ＜国公私立を通じた就学援助に係る補助制度の創設等＞

- 義務教育段階の就学援助について、家計の急変により私立学校に通うことが困難となった児童生徒等に対する補助制度を創設するほか、学習支援費など新たな援助項目の創設や、ランドセル代や制服代など新入学児童生徒学用品費等の援助単価の引き上げを行う。【平成 28 年度中に具体的方策を決定】

### ＜私立中学校生徒への公的な支援制度の創設＞

- 家庭の経済状況に左右されることなく、国公私立を通じて、子供たちの意欲や能力に応じた学校選択が可能となるよう、私立中学校生徒への授業料負担の軽減等、公的な支援制度の創設に取り組む。【平成 28 年度中に具体的方策を決定】

### ＜高校生等への修学支援の充実＞

- すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金について、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための予算の拡充を行う。  
【平成 29 年度に高等学校等就学支援金と併せて制度の検証を行い、必要な措置を講ずる】

### ＜特別支援教育就学奨励費の充実＞

- 特別支援教育を必要とする児童生徒の増加や、障害の重度・重複化等による特別支援教育に要する経費の増加に対応するため、特別支援教育就学奨励費の予算の拡充を行う。

### 【高等教育段階】

### ＜意欲と能力のある学生等に対する経済的負担の軽減＞

- 貧困家庭から大学等へ進学する道を閉ざさず、卒業後に教育支出による多額の借金を背負わないよう、給付型奨学金を創設する。
- 希望するすべての学生等が無利子奨学金の貸与を受けられることができるよう無利子奨学金の充実や大学等の授業料減免を充実する。
- 返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」について制度設計を進める。【平成 29 年度進学者から適用開始】

## 3. 家庭の教育力の向上

### ＜家庭教育支援チームの核となる人材の養成・研修＞

- 困難な状況にある親が社会で自立していくためには、訪問・相談を通じて多様な困難を受け止め、同じ目線に立って寄り添う伴走型の家庭教育支援員の養成・研修が必要で



あり、その充実を図る。その際、社会福祉、心理学、カウンセリング、学校や福祉機関等との連携による訪問型支援に関する内容も含めた研修プログラムを開発する。新たな研修を受けた支援員による支援を通じて、社会に支えられた親が社会を支える支援員へと循環していく人材養成の仕組の構築を図る。【平成 29 年度までに研修プログラムを開発し、全国に普及】

- どの地域でも家庭教育支援員の質が担保され、その向上が図られるよう、家庭教育支援員が先進地域の取組についての知見を得たり、相互に学び合うことを促進するための全国的な研究協議を実施する。

#### <家庭教育支援チームの活動拠点の整備>

- 家庭教育支援チームが日常的に活動したり、困難な状況にある親が悩みを相談したり、親同士が互いに交流できるよう、公民館等の社会教育施設や学校、地域子育て支援センター、保育所等の一部スペースを利用した活動拠点を全国的に整備する。

【平成 32 年度までに整備】

#### <関係機関の連携による家庭教育支援体制の確立>

- 様々な事情で自ら行政窓口にアクセスすることが困難な状況にある家庭への訪問型支援を行うに当たっては、専門的な見地からのアプローチや事前情報の収集・分析が必要であるため、家庭教育支援チームと学校、教育委員会、保健福祉部局等の関係者が、支援に必要な情報交換を行う仕組を構築する。

また、それを通じた親の学びの推進を含む家庭支援メニューの充実や訪問型家庭教育支援モデルの確立と普及を図る。【平成 30 年度までに支援モデルを確立し、全国に普及】

## 4. 地域の教育力の向上

### <高齢者・保護者等の地域住民の参画による子供の学習・成長の支援>

- 将来の地域を担う子供たちの学習・成長を支援するため、高齢者等の地域住民の参画により地域全体で子供を育てる活動（「地域学校協働活動」）を推進するための法令を整備する。

また、地域住民等のネットワーク化と学校との連絡調整を図る「地域コーディネーター」の配置の充実等により、地域学校協働活動推進の基盤となる仕組（「地域学校協働本部」）の全国的な整備を推進する。

【平成 28 年度を目途に制度改正を行う。早期に全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を整備】

- 地域と学校の連携・協働による学習支援を図るため、家庭での学習が難しかったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に、教員 OB、地域の大学生、NPO 等の協力を得ながら、原則無料の学習支援（「地域未来塾」）を推進する。その際、特に支援が必要な地域における取組を優先的に支援するなどの工夫により、様々な事情により学習等に課題を抱える子供たちに対して効果的な学習支援を実施する。

【平成 31 年度末までに地域未来塾を 5,000 中学校区（全公立中学校の 50%）において実施するとと

もに、高校生への支援を全国展開する】

- 放課後や土曜日等における子供の学習や活動の充実を図るため、地域の住民、民間企業、NPO等の協力により、放課後に多様な学習・活動を提供する「放課後子供教室」の拡充を図るとともに、土曜日の教育活動の取組を支援する。

【平成31年度末までに、全小学校区（約2万カ所）で放課後子供教室を実施するとともに、全国各地において土曜日の教育活動の更なる充実を図る】

#### <図書館等を活用し、読書を通じて親子の学習・成長を支援>

- 専門家や地域のボランティア等の参画による子供の学習・読書習慣づくりの推進や、読書を通じた親子のコミュニケーションの充実等を図るため、困難を抱える家庭に図書館の本を届けたり読書活動に関するアドバイス等を行うとともに、図書館における学習スペースやプログラム整備、読書活動支援の充実等を推進するなど、図書館等の機能を活用した学習支援を推進する。【平成28年度中に具体的方策を決定】

#### <地域による親の孤立化の解消>

- 困難な状況にある親の社会参画のきっかけ作りとするため、地域学校協働活動のひとつとして、地域の行事や清掃活動など、親自身や親子での参加型の行事やボランティア活動等の取組を支援する。

#### <地域における困難な状況にある親子を対象とした自然体験活動等の実施体制の確立>

- 親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、地域の児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設等）と公立の青少年教育施設の連携・協働による体験活動の実施体制を確立し、ひとり親や母子世帯など困難な状況にある親子を対象とした自然体験活動等を全国的に展開する。

【平成30年度までに実施モデルを確立し、32年度までに全国的に普及】

#### <親子を取り巻く社会的状況等に関わらず、文化芸術体験活動に参加できる環境を構築>

- どのような家庭にあっても文化的素養の醸成を図ることができるよう、地域に在住する親子等が、伝統文化や演劇・音楽などの文化芸術に触れる機会を充実する。

### 5. 真に実効ある施策の推進に向けて

#### <ワンストップ窓口の機能の強化>

- 就業、住宅、子育て、教育等の支援施策を講じるすべての関係機関・団体等へ確実につながることができるよう、国（内閣府、文部科学省、厚生労働省）及び自治体等の支援情報を一元的に集約し、容易にアクセスできる環境を整備するとともに、全市区町村に貧困家庭に対する支援を行う総合的な窓口を整備し、国・地方の相互の連携を図る。

【平成28年度より国に支援情報を一元化、自治体の窓口整備に関する通知を発出】

#### <教育格差克服モデル都市での実践>

- 本提言の内容は全国で実践されるものであるが、特に、教育格差の克服を図るモデル的な取組を確立・発信していくため、「教育格差克服モデル都市」での実践を行う。

#### <エビデンスに基づく教育施策の推進と教育財源の確保>

- 子供の貧困対策は未来への先行投資であるという社会的なコンセンサスを得るため、ビッグデータの活用も視野に入れた、施策の企画立案に必要な既存データと研究成果の分析及び収集・蓄積の推進、講じた施策とその成果の多角的な検証を行う（エビデンスの整備）。【平成 28 年度より検討を開始】
- 教育における格差を克服するという社会的なコンセンサスに立って、上記の教育施策を着実に実行するための教育財源の確保を図るため、民間資金を含む多様な資金を活用するための新たな制度（無利子国債等）の導入について検討を行う。

#### <保健福祉等施策との緊密な連携>

- いわゆる貧困の連鎖を断ち切るためには、教育施策を通じた学力等の格差の克服を目指すだけでなく、保健福祉等施策も含めた総合的な対策が必要であることから、国（内閣府・文部科学省・厚生労働省）及び自治体において、それぞれの関係部局が相互に緊密な連携を図る。

#### <他部会との施策の連携>

- 本提言がより実効あるものとなるよう、障害のある子供など一人一人の多様な個性や学習状況に応じた教育の実現（特別支援教育部会提言）や、学習上の困難のある子供に対する ICT を活用した支援（教育環境整備部会提言）など、各部会における提言施策との連携を図る。

「教育環境整備部会」第一次提言  
(主査：中山泰秀 主査代理：山際大志郎)

1. 一億総活躍社会にふさわしい安全・安心な学校施設の実現

- 一億総活躍社会の拠点となる多機能型の学校施設へ
- 緊急的に必要な老朽化対策やトイレの改善、私立学校施設の耐震化など喫緊に推進すべき課題は早急に対応
- 施設整備の遅れを取り戻すとともに未来に先送りしないため、財源の確保が不可欠

1. 一億総活躍社会にふさわしい安全・安心な学校施設の実現

一億総活躍社会の拠点となる多機能型の学校施設へ

- 学校施設は一億総活躍社会の拠点。災害時のシェルター機能や地域のコミュニティの拠点としての役割も果たしており、学校施設の多機能化や「生き抜く力」の育成を推進。公共施設の再編に際し、複合化（体育館の多層化を含む）の検討も有効。命を守る学校施設の実現に向けしっかりと取り組むべき。
- 国公立学校施設の老朽化は深刻で、対策が必要な施設も膨大。私立学校施設は耐震化が大幅に遅れているのが現状。

喫緊に推進すべき公立学校施設の整備

- 緊急的に必要な老朽化対策は優先的に支援。
- トイレ環境の改善、空調整備、バリアフリー化なども支援。

私立学校施設の耐震化の推進

- 子供達の命に国公私の差があってはならない。遅れている私立学校施設の耐震化は一刻も早く完了すべき。

財源確保を含めた課題の解決方策

- 命に関わる予算は最優先すべき。あらゆる機会を通じて必要な予算の総額を確保することが至上命題。
- 公立学校施設の老朽化対策は長寿命化へシフトし、トータルコストの縮減、整備量の平準化、計画的な対策を実施。国立学校施設も計画的な対策を実施。
- 長寿命化により、今後30年に必要な事業費総額は38兆円から30兆円（年間事業費1兆円）に縮減可能との試算。それでもなお多くの財源が必要。
- 私立学校施設についても、耐震化完了に向けて集中的に支援。
- 地方公共団体においても財源確保が必要。ふるさと納税や企業からの寄附の活用<sup>いのち</sup>の推進や地方交付税措置の拡充も。都道府県独自の学校法人に対する財政支援も重要。
- 施設整備に際しては、子供達の学力向上、体力向上や健康増進に寄与する時代にあった学校施設づくり（芝生化、木質化など）に配慮。また、ものや環境、生命を大切に<sup>いのち</sup>する心を育てるなどの教育効果にも配慮。

## 2. 一億総活躍社会にふさわしい ICT 活用の実現

- 一億総活躍社会の実現に向けた教育 ICT の活用
- 財源確保を含めた課題の解決方策
- 産学官連携による取組の促進

### 2. 一億総活躍社会にふさわしい ICT 活用の実現

#### 一億総活躍社会の実現に向けた教育 ICT の活用

- 急速に変革するこれからの社会において、「多様性」という視点からの教育を進めることが、一億総活躍社会の実現への原動力。
- ICT の特性は子供達の学びを深めるために極めて効果的。アクティブラーニングの視点からの学習や個に応じた学びに有効であり、家庭学習へも効果が期待。
- ICT を活用した教育の効果について認識を共有しながら推進することが重要。
- 教員の高い「授業力」が最大限に発揮されるようにするという視点から、ICT の活用や環境整備について検討することが重要。
- 教員の仕事の効率性を高めて子供と向き合う時間を確保し、教育上の課題の解決につなげるためには、授業での ICT の活用と校務支援システムの導入が鍵。
- 貧困問題や特別な支援が必要な子供への対応など、格差克服の観点からの ICT の活用が期待される。
- 国公立の全学校における ICT 活用推進のために必要な方策を講じるべき。

#### 財源確保を含めた課題の解決方策

- ①国、地方、学校及び家庭の役割分担による子供の教育環境としての ICT 環境の整備
  - どのような地域や学校においても一定水準の ICT を活用した教育を受けることができるよう、教育格差が広がらないように最大限配慮すべきであり、国、地方、学校及び家庭のそれぞれが果たすべき責任を明確にしたうえで、役割分担をして取組を推進。
  - 人材やノウハウが不足している中小地方公共団体を含めた地方公共団体等への支援策を検討。
  - 無線 LAN の整備など ICT 環境整備に当たっては、地方公共団体の取組を促す仕組み等の検討及び共同調達等による効率的な整備を行うような取組を推進。
  - クラウドの活用など校務支援システムの効率的・効果的な導入の在り方、高いセキュリティレベルの確保について、支援を含めて検討。
- ②格差克服や地方創生の観点からの ICT の活用
  - 障害により学習上の困難を抱える子供達や日本語能力が十分でない子供達に対し、ICT を活用した必要な支援を検討。
  - 地域の中の学校として位置付け、シェルター機能や地域のコミュニティの拠点として、ICT 環境を整備。

#### 産学官連携による取組の促進

- 広く ICT を活用した教育を推進させるには教育や行政だけでなく産業界や大学等の研究機関とも連携した取組が必要。
- 産学官連携で教育の情報化を進めるための支援体制を国が主導して構築。

# 「教育環境整備部会」第一次提言

## 1. 一億総活躍社会にふさわしい安全・安心な学校施設の実現

### 【一億総活躍社会の拠点となる多機能型の学校施設へ】

- 学校施設は、子供達の学習・生活の場のみならず、災害時には避難所としての役割（命を守るシェルター機能）も果たし、また、地域コミュニティの拠点として、高齢者や障害者も含む地域住民も活用するものである。一億総活躍社会の実現や地方創生、国土強靱化のための鍵となる重要な施設である。
- 一億総活躍社会の拠点となる学校施設は、子供達の学習・生活の場という機能以外にも、「チームとしての学校」の推進による多様な人材の活用促進ともあいまって、多くの機能を果たすことが求められている。こうした多機能化に伴い、学校施設は子供達が未来を生き抜く力を育むための場となるとともに、地域にとってもますます欠かせない存在となっていく。国土強靱化地域計画や、まちづくりの中での学校の在り方や地域開放・地域連携などを盛り込んだ地域における総合的な計画を踏まえた取組が進んでおり、このような取組への支援を進めることが重要である。
- 安全・安心な学校づくりの推進が重要であるが、災害への備えについては、インフラ整備だけで完結するものではない。子供達自身が、目前の危機に備え、自分自身で乗り越えていく「生き抜く力」を身につけることもあわせて重要な視点である。
- 学校を核としたまちづくりを進めるため、公共施設の再編に際し、首長部局と連携し、学校施設と他の公共施設との複合化（体育館の多層化を含む）を検討することも有効である。命を守る学校施設の実現に向けしっかりと取り組むべきである。

### 【学校施設の現状】

- 学校施設の現状は大きな問題を抱えている。国公立学校施設は、耐震化は概ね完了したものの、老朽化が深刻であり、安全面・機能面での不具合が多く発生するようになっており、人的被害まで起こるに至っている。家庭・社会環境の変化や学習方法の変化にも追いついていない老朽施設が大多数である。公立学校施設は児童生徒が急増した第2次ベビーブーム期に多くが建設されており、今、それらが一斉に老朽化しており、15年後には築45年以上の施設が2/3以上を占めることとなり、安全性の確保の面でも深刻な問題となる。
- 少子化に対応した学校づくりや、宅地開発等により人口増となっている地域では児童生徒数の増加への適切な対応など、地域ごとの実情に応じた課題もある。全国どの地域でも子供たちが豊かな学校生活を送ることができるよう、地域の実情を踏まえて必要な施設整備に取り組むことが重要である。
- 私立学校施設の整備は設置者の判断によっていることから、耐震化への取り組みに差があり、最低限の安全性が確保されていない施設も多く残されており、大きな課題となっている。

## 【喫緊に推進すべき公立学校施設の整備】

- 老朽化が著しい公立学校施設では、そこに通う子供達が日々危険にさらされている。そのような状態を一刻も早く解消するため、緊急的に必要な老朽化対策について、国は、優先的に支援していく必要がある。
- 老朽化が進み、「汚い・臭い・暗い」うえ、和式が中心となっているトイレ環境の改善も先行して行うべきである。学校のトイレの使用を子供達が敬遠してしまうような状況は、教育環境として極めて不適切である。洋式化も含めたトイレの改修は、生徒指導面での効果や衛生面を確保するなど子供達の教育環境の改善のみならず、避難所や地域コミュニティの拠点としての機能も向上させることが可能である。このほか、地方公共団体から要望の多い空調整備、バリアフリー化などにも国は、支援していく必要がある。

## 【私立学校施設の耐震化の推進】

- 私立学校施設の耐震化については、学校法人の主体的な取組に加え、平成 26 年度からの耐震改築補助制度の創設や日本私立学校振興・共済事業団による長期低利融資制度の実施などにより、耐震化率が年々向上している。しかしながら、工事資金の調達が負担となっていることなどにより、国公立学校施設に比べ、吊り天井などの非構造部材も含めた耐震化が大きく遅れている状況にある。
- 子供達の命に国公私による差があってはならず、国は、こうした状況を一刻も早く解消する必要がある。

## 【財源確保を含めた課題の解決方策】

- 安全・安心な学校施設を実現させるためには、国の予算不足により、学校の設置者が行う施設整備に支障をきたすようなことは許されない。国公立の別を問わず、命に関わる予算は最優先すべきであり、あらゆる機会を通じて、必要な予算の総額を確保することが至上命題である。
- 公立学校施設については、膨大な老朽施設の対策が必要となるため、これまでのように古くなったら建て替えるのでは、国・地方ともに財源が持たない。このため、改修して長く大事に使う長寿命化へシフトすることが必要である。
- 長寿命化改修は建て替えと比べ、4割程度コストを縮減し、安全面・機能面での不具合の解消やトイレ環境の改善、水道管などライフラインの更新、バリアフリー化、省エネ化、木質化など、施設が古いことに伴うあらゆる問題を一挙に解決できる。これに合わせてグラウンドの芝生化なども行えば、学校全体の環境を向上させることが可能となる。
- 長寿命化改修により、学校全体の環境を向上させることで、施設の安全性を確保できるほか、特にトイレの洋式化については、災害時には高齢者を含めた被災者の受け入れを行う避難所としての学校施設の機能強化に大きく寄与する。また、例えば、現場からは、子供達がトイレに行きやすくなり健康面でも安心して勉強に集中できるようになる、トイレの洋式化により和式便器を使ったことのない子供達への指導がしやすくなる、地域の高齢者や障害者

が学校の中に入りやすくなり子供達との交流を深めやすくなる、校庭の芝生化が体力向上や地域スポーツの振興に効果的であるなどの声がある。さらに、木質化により、インフルエンザの蔓延を抑制したり、集中力の継続に効果があるなどのエビデンスもある。

- 学校施設を綺麗なままで長く大事に使うことも大切である。例えば、下足のまま校舎を利用する場合には、校舎内を汚れたままにすべきではない。こうしたことを子供達にしっかりと教えることにより、ものや環境、生命（いのち）を大切にすることを養う効果も期待でき、ひいては維持管理コストを抑えることも可能となる。
- 「建て替えから長寿命化へ」が実現すると、今後 30 年間に必要な事業費総額は約 38 兆円から約 30 兆円（年間の事業費では約 1 兆円）となり<sup>1</sup>、トータルコストが大きく縮減できるとの試算がある。また、地方公共団体が策定する長寿命化計画に基づき対策を行うこととなるため、特定年度に偏らないよう整備量を平準化することができ、計画的な対策が実施できる。それでもなお、計画的な対策を行うためには多くの財源が必要である。
- 現在、地方公共団体では、長寿命化計画策定のための検討が進んでおり、平成 32 年度までにすべての地方公共団体において策定される予定となっている。それまでの間、国は、長寿命化計画の策定や、緊急に必要となる老朽化対策やトイレ改修、空調整備などの施設整備への支援を行うべきである。
- 施設整備に関しては、事業実施主体となる地方公共団体においても、ふるさと納税や企業からの寄附の活用なども含め、必要な財源の確保を進めることが重要である。寄附を受け入れるに当たっては、例えば、既に講じられている税制面での優遇措置のほか、寄附者に対して感謝状を贈るなど、寄附の活用が進みやすい方策も検討すべきである。また、寄附者の意向に沿った使われ方がされるよう、使途の具体化も図るべきである。このほか、地方交付税措置の拡充についても検討が進められるべきである。あわせて、より地方公共団体が活用しやすいような補助制度の改善についても検討が進められるべきである。
- 私立学校施設については、耐震化の完了が喫緊の課題であるが、財源の確保が厳しさを増す中で、当初予算のみならず補正予算の活用も含め、集中的に取り組むべきである。また、耐震改築の補助制度は平成 28 年度までの時限措置となっているが、耐震化のスピードを鈍化させないためにも補助制度の延長が必要である。
- 幼稚園から高等学校までの所轄庁である都道府県による学校法人への助言や支援も重要である。とりわけ、学校法人に対する都道府県独自の財政支援に対しては地方財政措置が講じられており、しっかりと取り組むべきである。
- 国立学校施設についても公立学校施設と同様に、長寿命化による計画的な老朽化対策を実施すべきである。

---

<sup>1</sup> 公立小中学校における今後 30 年間の更新費用についての推計。公立小中学校施設の面積を、今後 30 年間で 15% 減少と仮定（公立小中学校の学校数の減少割合を勘案）し、以下の条件で試算。

① 建て替え中心の整備手法（事業費総額 38 兆円）の場合：築 25 年で改修、築 50 年で建て替え。

② 長寿命化改修中心の整備手法（事業費総額 30 兆円）の場合：築 25 年で改修、築 50 年で長寿命化改修（ただし 2 割は築 50 年で建て替え）、築 75 年で建て替え。



## 2. 一億総活躍社会にふさわしい ICT 活用の実現

### 【一億総活躍社会の実現に向けた教育 ICT の活用】

- これからのグローバル化や情報化等の変化が加速度的に進む中で、IoT やビッグデータ、AI の進化等により急速に変革するこれからの社会において、一人一人が多様な個性や能力を発揮して新たな発想、想像を生み出すことのできる「多様性」という視点からの教育を進めることが、一億総活躍社会の実現への原動力となる。
- 今後、アクティブラーニングの視点からの学びなどを行っていく必要がある中、ICT の活用が密接に関係しているが、このような教育を進めていく上で、学校現場で日々子供と向き合う一人一人の教員の高い「授業力」が最大限に発揮されるようにするためには何が重要かという視点が重要である。また、ICT 環境整備を行う際にも、いかに教員の授業力を最大限活用し、一人一人の個に応じた学習等を通じて子供の資質・能力を高めるか、そのために必要な環境は何かといった視点で行うことが重要である。ICT を積極的に活用することにより、各教科等の本質に迫る深い学びや、対話的な学び、主体的な学び、発展的な学習などの促進に貢献することができる。また、個に応じた学習の充実については、学校における個別の習熟度に応じた学習や、家庭でのタブレット端末等を利用した予習・復習にも貢献することができると考えられる。
- 学校教育や授業を補完する上で、子供達が時間や場所の制約を受けず、習熟度など個々の子供の学力に応じた学習ができるという点で ICT の活用は有効であるが、格差克服の観点からは、貧困家庭を対象とした学習支援や適応指導教室、日本語能力が十分でない子供達への支援など、これまで学校等だけでは取組が十分でなかった部分や障害のある子供への対応について、ICT の活用を通じて充実することが期待される。また、学校を中心に ICT の活用を進める中で、情報モラル教育の充実を図る必要がある。
- 教員の仕事の効率性を高めて子供と向き合う時間を確保し、教育の課題の解決につなげるためには、授業での ICT の活用と校務支援システムの導入が鍵となる。一部の学校では、校内 LAN を利用して職員室でしか校務を行うことができない状況になっており、子育て中の教員には負担感が増している状況にある。高いセキュリティレベルを確保したクラウドを活用したテレワークシステムが整備されれば、子育て中の教員についても、個人情報の扱いにも留意しつつ、仕事の一部を家庭にいながら行うことができ、仕事と家庭との両立が可能となる。さらに、校務のデータを活用することで、学級・学校経営をエビデンスに基づいたものに転換し、個に応じた学びをより効果的に進めることができる。なお、災害時には停電等により機器やデータ等が使えなくなる場合があるため、危機管理として適切にバックアップを行っていくようなことについて留意が必要である。
- ICT を活用して、登下校の情報を保護者にメールで知らせるなど、安心・安全な学校づくりにも効果が期待される。さらに、今後の検討課題として、学校と保護者、保護者間での情報共有等への活用も期待される。
- 国公立の全学校における ICT の活用を推進するため、国は地方公共団体等の整備状況の格差について把握・分析したうえで、必要な方策を講じるべきである。

## 【学校での ICT 活用の現状と課題】

- 政府が国全体として ICT 活用を推進する中で、ICT の特性は、子供達の学びを深めるために極めて効果的である一方で、地方公共団体間等での取組の差により、子供の情報活用能力や学力等に差が生じかねないことが課題となっている。また、ICT を活用した教育効果について、広く周知することが重要である。学校・教員や保護者等とも、その認識を共有しながら取組を前に進めることが求められる。
- 教育の情報化については地方財政措置のもとで、地方公共団体の判断で教育用コンピュータや無線 LAN の整備などが進められているが、必ずしも十分に活用されておらず、地方公共団体間で ICT の環境整備や活用の状況に大きな差が生じており、第 2 期教育振興基本計画に掲げる整備目標を達成できている自治体は少ない。各地方公共団体において、実際にどの程度予算が ICT の環境整備に使われているか適切に把握し、取組が行われる必要がある。
- 教育の情報化が進まない要因としては、ICT の専門家の知見と学校教育の専門家の知見を共に生かす推進体制が構築されていないこと、教育委員会における専門的な知識を有する人材の不足、予算の不足、教育の情報化の効果が明確化されていないこと、首長の理解不足等が考えられる。特に中小地方公共団体においては、地方公共団体単独では取組がなかなか進まない状況にある。
- 校務の情報化については、業務改善効果の高い統合型システムの導入は全学校の約 4 割に止まっており、導入しているところも、運用にばらつきがあり、必ずしも十分に活用されていない例もある。

## 【財源確保を含めた課題の解決方策】

### ①国、地方、学校及び家庭の役割分担による子供の教育環境としての ICT 環境の整備

- どのような地域や学校においても一定水準の ICT を活用した教育を受けることができるよう、教育格差が広がらないように最大限配慮すべきであり、国、地方、学校及び家庭がそれぞれどのような責任を持つべきか明確にしたうえで、役割分担をして取組を加速する必要がある。
- これからの社会の教育を考える上で、ICT はなくてはならないものであり、そのための端末やネットワーク等のハード面やソフト面での整備が必要である。国、地方、学校及び家庭の役割分担を明確にした上で、それぞれが責任を果たしながら取り組んでいく必要がある。
- 国においては、必要な整備を行うための地方財政措置の範囲・規模や、地方公共団体の取組を促すための仕組・格差是正のための仕組について検討し、地方公共団体が取組を行うための支援を実施する必要がある。さらに、教育の情報化を担う人材やノウハウが不足している中小地方公共団体への支援策等を検討・実施すべきである。
- とりわけ、ICT 活用教育に必須となる無線 LAN などの ICT 環境整備については、教育環境の格差が生じないように、共同調達等による効率的な整備に向けた取組を進める必要がある。また、教育用コンピュータについては、学校での整備に加えて、保護者負担による購入や家

庭用情報端末の学校への持ち込みによる利用、中古端末の活用も含め、教育格差が生じないように配慮しながら、あらゆる手段を活用すべきである。

- 各都道府県・市町村においても、地方財政措置で措置されている教育の情報化に関する取組について、整備計画を策定し、確実に取組を進める必要がある。また、モデル校を指定して、ICTを活用した授業について身近に体験できる機会を作ることが重要である。
- 校務の情報化については、テレワークシステムを含む統合型システムの効率的・効果的な導入に向けて、市町村の共同調達やクラウドの活用を検討すべきである。また、学校は子供達の個人情報を取り扱うため、高いセキュリティレベルを確保したシステム導入については、支援措置を含めて検討すべきである。

## ② 格差克服や地方創生の観点からの ICT の活用

- 特別支援教育では、障害の状態や特性等に応じて ICT を活用することにより、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる。国においては、障害により学習上の困難を抱える子供達に対し、ICTを活用するために必要な財政支援が行われるよう検討すべきである。
- また、ICT環境や教材の充実により、家庭の事情から学校外で学ぶ場のない子供達や指導者の少ない中山間地の子供達など、地理的・経済的理由で教育リソースにアクセスできない子供達に学習の機会を提供することができることに加え、日本語能力が十分でない子供達への支援にも有効である。様々な観点から学習に困難を抱える子供達への ICT の活用促進が必要である。
- さらに、地方創生の観点等、地域の中の学校として位置付け、災害時に命を守るシェルター機能としての役割や地域コミュニティの拠点として ICT 環境を整備するという視点からの支援も必要である。

### 【産学官連携による取組の促進】

- 広く教育での ICT の活用を進めるためには、首長や教育長、学校長、保護者等のリーダーシップが重要であるが、ICT活用には専門的な知識やノウハウからの提案の受け入れも積極的に検討しつつ、教育や行政だけでなく産業界や大学等の研究機関とも連携した取組が必要である。
- 社会や世界の変化に対応し、課題を発見・開発していくために必要な力を育む学習が求められる中、どのように ICT が貢献できるか、学校や教員が使いやすいツールとして何を提供するのか、ICT活用の成果をどのように指導や評価に活用するのかなど、産学官連携で教育の情報化を加速するための支援体制を国が主導して構築していくことが必要である。

# 「高等教育部会」第一次提言

(主査：丸山和也、主査代理：二之湯武史)

## 成長戦略に資する高等教育の実現

- グローバルな競争激化や人口減少社会の到来を踏まえ、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティビティの強化、ならびに労働生産性革命が必須である。
- そのためには、高等教育機関（特に専門職大学院）が成長戦略の拠点となり、社会、地域、特に企業が必要とするイノベーション人材・経営人材の育成に今まで以上に取り組まなければならない。またグローバルなネットワークから優秀な人材を集め、リーディング産業を産み出すセンターになる必要もある。
- また、わが国の高等教育については、いわゆる有名校であるかどうかや偏差値の高低で大学を評価するのではなく、各大学の教育研究の質が学生や産業界などのステークホルダーから評価され、それによって選択されるような環境を作っていく必要がある。
- こうした問題意識をもとに、高等教育機関、特に専門職大学院の抜本的強化を図ることにより、卒業した学生の評価が向上し活躍の場が広がるとともに、企業としても求める人材を得ることができるという好循環を実現する。

### 1. 成長戦略における高等教育の姿

- 学術・教養を中心とした大学・大学院の機能強化と並んで、社会ニーズに応じた専門的、実践的な職業人養成を行う高等教育機関の体系を確立する
- このため、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を成長戦略に資するものとなるよう制度化を図ることや、高等専門学校の実質を高めることとし、専門職大学院については、サービス産業等の生産性向上により一層貢献できる人材を輩出し得るものとなるよう、質の向上を図る
- この改革を通じて、専門職大学院及び修了者の評価が向上し、企業としても必要な人材が得られる状況を実現する

### 2. 生産性向上による成長戦略に向けての日本のビジネススクールの在り方

- 以下のような各ビジネススクールの特徴を伸ばす振興策が必要
  - ①グローバルトップ型（グローバル企業の経営力強化、海外トップビジネススクールとの交流促進、世界TOP100に5校）
  - ②地域密着型（地方の中小・小規模企業の経営力強化）
  - ③産業分野特化型（観光業、農業・食料産業、ファッション産業、コンテンツ産業、スポーツ産業、ビューティー産業、知的財産など）

- 日本型のキャリア形成に向けた方策を講ずることが必要
  - ・ノンディグリープログラム（学位なし）、短期集中プログラム（平日夜間、土日集中など）、オーダーメイド型プログラム（企業単位）等
- ICTを活用したプログラムの提供方策を講ずることが必要

### 3. ビジネススクールの評価の抜本的改善

- 教育の質の向上に向けて、ステークホルダーの視点を取り入れた評価となるような認証評価の在り方を改善することが必要
  - ①学生を採用した企業からの視点を加味した評価等
  - ②学生アンケートによる満足度からの評価
  - ③その他のステークホルダーの評価への参画
- 国際認証を受けるビジネススクールの扱いについて
  - ・国際認証を取得した際の国内認証の取り扱いについて、免除その他の負担軽減の措置を講ずることが必要
- 機関別認証評価と分野別認証評価の在り方について
  - ・機関別、分野別の認証評価の効率的な受審を可能とすることが必要

### 4. ビジネススクールの教育体制

- 学部、研究科等と専門職大学院との連携について
    - ・社会のニーズにあわせた組織の再編を促すため、専任教員のカウンターの在り方について改善を図ることが必要
  - 実務家教員等の確保、基準の在り方について
    - ・実務家教員とアカデミック教員のバランスが取れた教員組織とするための基準の見直しを図ることが必要
  - 企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化・可視化
    - ・企業や経済団体との連携によりコアカリキュラムを策定し、ビジネススクールでの教育を可視化することが必要
  - ファカルティ・ディベロップメント（FD）の在り方について
    - ・実務家教員とアカデミック教員が連携したFD手法の構築が必要
- ※ファカルティ・ディベロップメントとは、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。

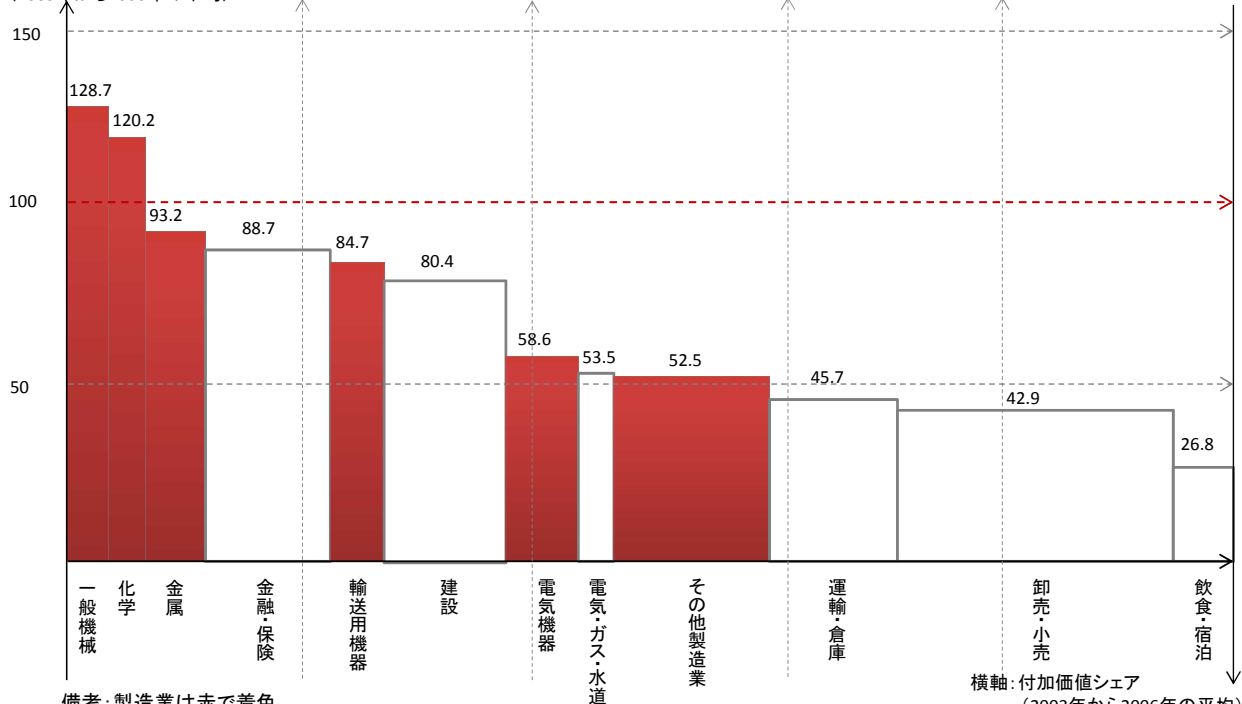
### 5. インターンシップの促進について

- 学生が職業観や倫理観を身につけるため、インターンシップへの学生の参加を一層促進するとともに、インターンシップの単位認定を進めるべき
- インターンシップのプログラム策定にあたっては、大学等における専門人材の育成等を通じて、産学の連携をより緊密にすることが重要

## わが国の産業別労働生産性水準（対米国比）

わが国の労働生産性は、特にサービス産業において、米国より低い数値となっており、成長戦略の実現のためには、これらの分野の生産性向上に向けた経営人材の育成強化が課題。

縦軸：労働生産性水準（米国＝100）  
（2003年から2006年の平均）



備考：製造業は赤で着色  
資料：EU KELMS より作成

横軸：付加価値シェア  
（2003年から2006年の平均）  
出典：「通商白書2013」経済産業省

## 欧米における分野別教育機関の例

欧米では、宿泊業、飲食業など特定の産業分野に特化したビジネススクール等の教育機関が設けられている。

### ○コーネル大学ホテル経営学部(Cornell University's School of Hotel Administration)

- ・分野：宿泊業
- ・所在地：米国 ニューヨーク州イサカ
- ・創立年：1922年
- ・特色：ホテル経営専門の経営人材の育成プログラムを提供。ホテル経営学の世界最高峰と評されている。卒業生に星野佳路氏（株式会社星野リゾート社長）などがある。

### ○オックスフォード大学院ビジネススクール(Saïd Business School)

- ・分野：流通業
- ・所在地：英国 オックスフォード
- ・創立年：1996年
- ・特色：流通経営専門の研究所（Oxford Institute of Retail）を設け、流通分野に特化したMBAを授与している。世界40か国以上から約250名の学生を選抜。職務経験豊富で多様なバックグラウンドの学生が在籍。

### ○カリナリー・インスティテュート(Culinary Institute of America)

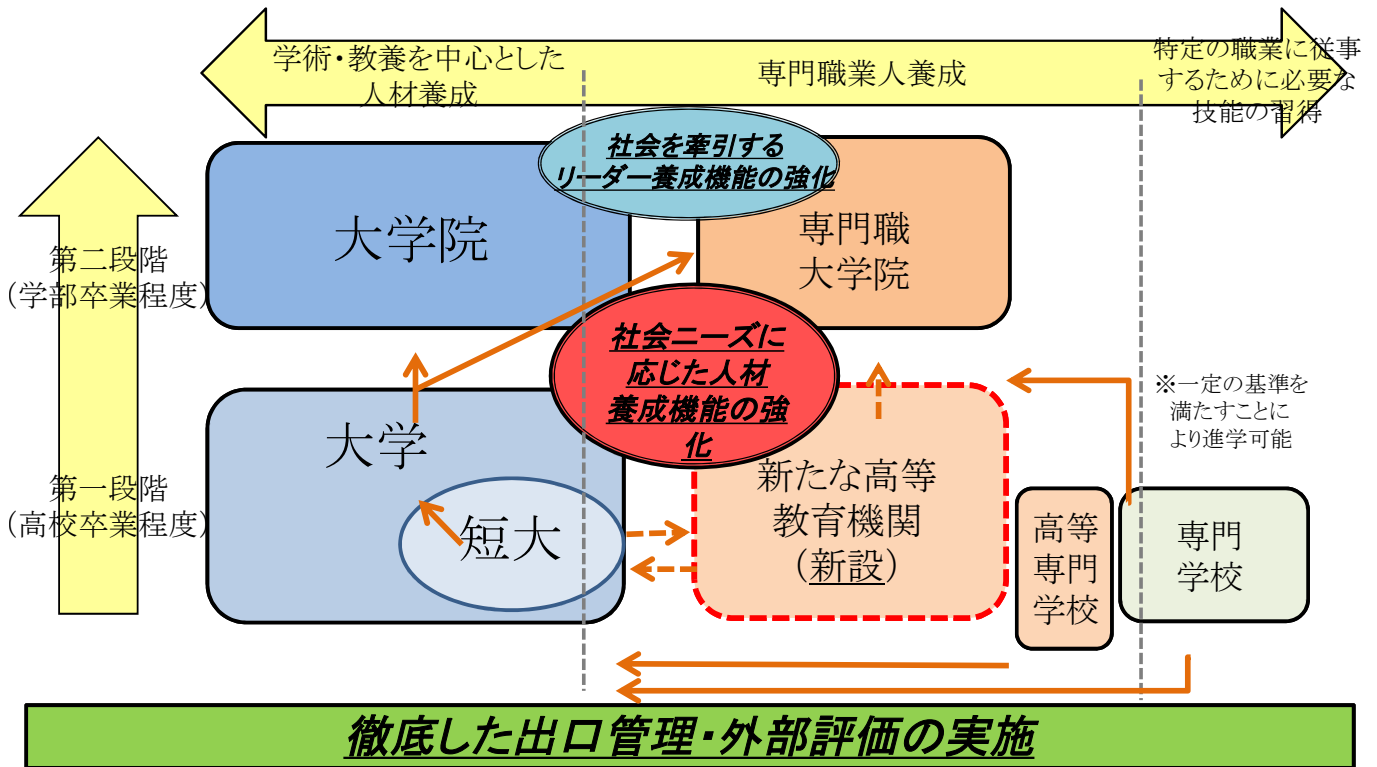
- ・分野：飲食業
- ・所在地：米国 ニューヨーク州ハイパーク
- ・創立年：1946年
- ・特色：飲食分野専門の経営人材等の育成を行う米国高等教育機関。インストラクター（教員）は世界20ヶ国より125名が常勤で勤務し、生徒18名に対してインストラクター1名体制。

### ○南カリフォルニア大学映画芸術学部・大学院(University of Southern California)

- ・分野：映画製作
- ・所在地：米国 カリフォルニア州ロサンゼルス
- ・創立年：1880年
- ・特色：全米トップの映画、テレビ、インタラクティブ・メディアの学部。1951年以来、出身者がアカデミー賞にノミネートされなかったのは2年のみ。卒業生にジョージ・ルーカス氏などがある。

## 成長戦略における大学の姿

わが国の高等教育については、学術・教養を中心とした大学・大学院と並んで、専門的、実践的な職業人養成の体系を確立することが課題。



## 日米の大学院修了者の規模の比較

日本では修士課程の修了者は約16万人に対し、専門職学位課程は約2万人。一方で、米国では修士課程の修了者数は約75万人、第一専門職学位課程は約10万人。

日本		米国	
修士課程	159,929	修士課程	751,751
うち商学・経済分野	8,756	MBA	188,625
博士課程	73,704	博士課程	175,038
うち商学・経済分野	2,502	DBA	2,836
専門職学位課程	17,380	第一専門職学位課程*	100,356
うち商学・経済分野	5,572		

※平成26年度学校基本統計(文部科学省)

※National Center For Education Statistics 2012-2013より文部科学省作成

\*第一専門職学位は、医師や弁護士など特定の職業分野において必要な資格の取得要件となるもので、通常、2年以上の高等教育を経てから第一専門職学位取得課程に入学し、学位取得までに通算で6年以上の高等教育を受けることが必要とされる。

## 米国の大学院（修士課程）の規模（1）

米国の大学院修士課程では様々な分野の中で「ビジネス管理」分野の専攻が、機関数、修了者数ともに最大

分野	分野（英名）	修士課程を置く機関数（校）	修了者数（人）
<b>専門職業分野（professional）</b>			
農業と天然資源	Agriculture and natural resources	235	6,339
建築及び関連分野	Architecture and related services	150	8,095
ビジネス管理	Business	1,238	188,625
コミュニケーション	Communication, journalism, and related programs	337	8,757
コミュニケーション技術	Communications technologies	18	577
コンピュータと情報科学	Computer and information sciences	492	22,777
教育	Education	1,189	164,624
工学	Engineering	319	40,417
工学関連技術	Engineering technologies	169	4,908
健康関連専門職	Health professions and related programs	1,017	90,931
家庭経済学	Family and consumer sciences/human sciences	156	3,253
法律と法律研究	Legal professions and studies	140	7,013
図書館科学	Library science	65	6,983
公園・レクリエーション等研究	Parks, recreation, leisure, and fitness studies	275	7,139
精密生産業	Precision production	2	9
防護サービス	Homeland security, law enforcement, and firefighting	300	8,868
公管理・サービス	Public administration and social services	504	43,590
神学研究	Theology and religious vocations	368	14,276
ROTC軍事科学	Military technologies and applied sciences	3	32
運輸・物資輸送	Transportation and materials moving	17	1,420
視覚・実演芸術	Visual and performing arts	455	17,869
	小計	7,449	646,502

## 米国の大学院（修士課程）の規模（2）

分野	分野（英名）	修士課程を置く機関数（校）	修了者数（人）
<b>基礎学問分野（academic）</b>			
民族・文化研究	Area, ethnic, cultural, gender, and group studies	141	1,897
生物・生命科学	Biological and biomedical sciences	493	13,335
英語学・英文学	English language and literature/letters	482	9,755
外国語・外国文学	Foreign languages, literatures, and linguistics	223	3,708
教養・一般教育	Liberal arts and sciences, general studies, and humanities	186	3,268
数学	Mathematics and statistics	348	6,957
多元・学際研究	Multi/interdisciplinary studies	348	7,956
哲学・宗教	Philosophy and religious studies	214	1,931
物理科学	Physical sciences and science technologies	332	7,011
心理学	Psychology	677	27,846
社会科学・歴史	Social sciences and history	466	21,585
	小計	3,910	105,249
<b>修士課程</b>	<b>合計</b>	<b>1,930</b>	<b>751,751</b>

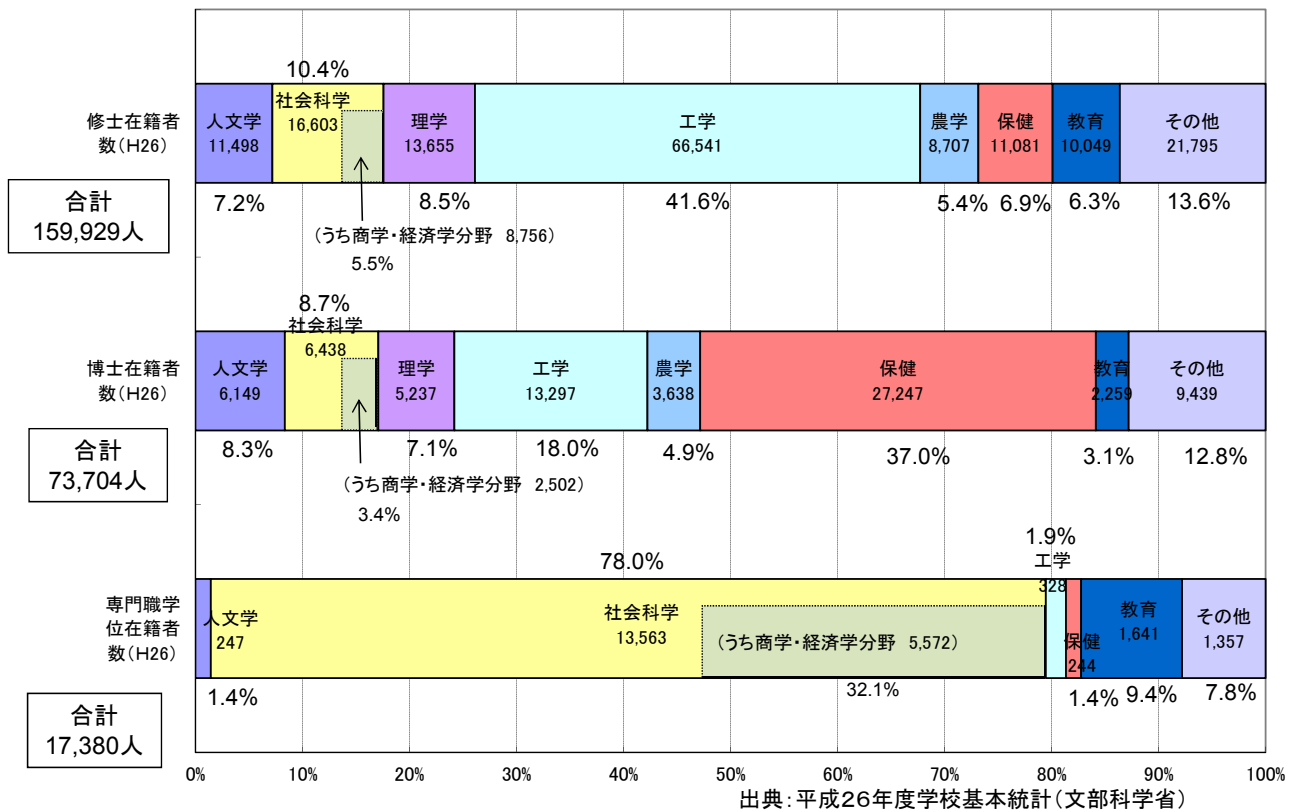
※National Center For Education Statistics 2012-2013及び、「米国の専門職養成 プロフェッショナルスクール」（玉川大学出版部 山田礼子著、分野の分類はネイサン・グレーザー（Nathan Glazer）による分類を基にして作成）、より文部科学省作成

※1機関が複数の分野の修士課程を設置しているため、小計と合計は一致しない。



## 日本の学問分野別の大学院学生数

日本の大学院専門職学位課程における商学・経済学分野の在籍者は約5,500人、一般の修士課程における同分野の在籍者は約8,700人となっている。



## 日米のビジネススクールの比較

日本のビジネススクールの数、学生数は、米国を大きく下回る。また、米国と比較して1校当たりの学生数が小規模であり、留学生比率も低い。

	日本※	米国
組織数	専門職学位課程：31大学 33専攻 (H27) (技術経営 (MOT) 系の専攻を含む) 修士課程：119大学130研究科 (H24) (修士課程については学位に経済学、経営学等を専攻分野に付記する研究科数)	MBAプログラム：1,238校 (National Center For Education Statistics 2012-2013) AACSB認証学科：453学科 (AACSB International 2012)
学生数 (修了生)	専門職学位課程：2,110人 (H26) 修士課程：3,610人 (H27) (修士課程についてはH27入学定員)	MBAプログラム：188,625人 (National Center For Education Statistics 2012-2013)
学生数平均	専門職学位課程：168人/専攻 (H27) ※フルタイム/パートタイム含む	米国トップ10ビジネススクール (Financial Times 2015より) フルタイム学生数平均：651人 (Poets & Quants HP 2016を基に計算)
社会人比率	専門職学位課程：88.4% (H27) ※企業等を退職した者なども含む。	MBAプログラム：86.1% (H19) (Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2007-08より)
留学生比率	専門職学位課程：11.1% (H27) ※フルタイム/パートタイム含む	米国トップ10ビジネススクール (Financial Times 2015より) フルタイム留学生比率：37.5% (Poets & Quants HP 2016を基に計算)

## 日米の企業役員等の最終学歴

米国の上場企業の管理職等の約4割はMBA取得者である一方、日本の企業役員等は、大学院修了者が1割以下にとどまる。

### 米国の上場企業の管理職等の最終学歴

	人事部長	営業部長	経理部長
大学院修了者	61.6%	45.6%	43.9%
うち、 Ph.D 取得者	14.1%	5.4%	0.0%
四年制大学 卒業生	35.4%	43.5%	56.1%
四年制大学 卒業未満	3.0%	9.8%	0.0%

MBA取得者 (全体中)	38.4%	38.0%	40.9%
-----------------	-------	-------	-------

### 日本の企業役員等の最終学歴 (従業員500人以上の企業)

	割合	人数
大学院修了者	5.9%	6,200人
大学卒業生	61.4%	64,900人
短期大学、 高等専門学校、 専門学校卒業生	7.4%	7,800人
高校卒業生	23.6%	24,900人
中学校卒業生 小学校卒業生	1.7%	1,800人
合計	100.0%	105,600人

出典：日本分：総務省「就業構造基本調査（平成19年度）」  
米国分：日本労働研究機構が実施した「大卒ホワイトカラーの雇用管理に関する国際調査（平成9年）」（主査：小池和夫法政大学教授）

## 世界トップ500社CEOにおけるMBAホルダーの割合

世界トップ500社※の最高経営責任者（CEO）の31%がMBA取得者である。また、その半分にあたる72社のCEOの出身校が特定の10校に集中している。

※Financial Timesが発表している時価総額の世界上位500社

### 「FT500」CEOの出身ビジネススクール

学校名	人数
①Harvard Business School	22人
②Insead	8人
③Stanford GSB	7人
④University of Pennsylvania :Wharton	7人
⑤Columbia Business School	6人
⑥Northwestern University :Kellogg	6人
⑦University of Chicago :Booth	5人
⑧NYU :Stern	5人
⑨Vanderbilt University :Owen	3人
⑩University of Virginia :Darden	3人
合計	72人

「FT Business Education Global MBA Ranking 2016」及び「日本経済新聞（平成28年1月25日朝刊18面）」を参考に文部科学省作成

# 日米の社会人・有職率の比較

日本は、米国と比べ、修士課程における社会人・有職率が大幅に低い。  
 (ビジネス・MOT分野における社会人・有職率は日米で同程度となっている。)

日本

※企業等を退職した者なども含む

米国

日本		米国	
修士課程	専門職学位課程	修士課程	第一専門職課程
12.2%	68.7%	88.7%	60.9%

詳細

詳細	
ビジネス・MOT	88.4%
教職大学院	45.4%
会計	44.5%
公共政策	37.3%
知的財産	43.1%
臨床心理	18.2%
公衆衛生等	74.7%
法科大学院	22.1%
その他	37.4%

詳細

詳細	
MBA	86.1%
教育学	92.8%
文学修士 (M.A.)	88.2%
理学修士 (M.S.)	87.6%
その他	86.1%
医学 (M.D. or D.O.)	40.0%
他の健康科学	65.0%
法学 (LL.B or J.D.)	65.8%
神学 (M.Div., M.H.L.B.D.)	90.2%

※中央教育審議会 (第17回) 配付資料、学校基本調査及び「教育指標の国際比較平成25年版」(文部科学省)より  
 ※日本のデータにおける社会人とは、「在学者のうち、現に職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。」  
 ※文部科学省調べ。平成27年5月現在の状況

※Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2007-08より文部科学省作成

## 「特別支援教育部会」第一次提言

(主査：森まさこ、副主査：宮川典子、井原巧、上野通子、中川雅治)

### 特別な支援を要する子供も含め、多様な個が尊重される社会の実現

- 障害のある子供など一人一人の多様な個性や学習状況に応じた、よりきめ細かい教育の実現を図る観点から、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携の下、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行える体制の整備により、「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現に資する。

#### 1. 早期からの将来設計、保護者の不安解消

～早期からの発見・支援等の仕組の充実～

- 関係部局・機関等の連携体制の整備と各機関間での情報共有・引継ぎ
- 乳幼児期の早期発見・早期支援等の状況把握、早期支援コーディネーターの配置拡充
- 1歳半健診や3歳児健診等の結果の就学時健診への活用、就学時健診に関するマニュアルの見直し

#### 2. 子供一人一人に応じた学校教育の充実

～教員の専門性向上、指導体制・指導内容の充実～

- 特別支援学校教師の特別支援学校教諭免許状必須化
- 特別支援教育のための教職員定数の改善、特別支援教育支援員の配置促進
- 特別支援学級等の対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成義務化

#### 3. 自立と社会参加の実現

～就労・進学等も見据えた高等学校段階等での支援の充実～

- 就労・就業体験先開拓、卒業後のフォロー等を行う就労支援コーディネーターの配置拡充
- 高校における通級による指導の制度化、特別支援学級の制度化の検討
- 社会教育の観点からの学校卒業後の能力維持・向上のための継続的な学習機会の充実

#### 4. 隠れた能力を引き出す機会の提供と環境整備

～スポーツ・文化の振興、施設整備・ICTの活用～

- スポーツ・文化を通じた障害者が能力を十分に発揮できる機会の提供
- 教室不足解消に向けた計画の策定促進や施設整備、特別支援教育へのICT活用のための財政支援
- 個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育のための調査研究など指導の充実

#### 5. 多様な個性に対応し一人一人の力を最大限に伸ばす教育の実現

- 不登校特例校、教育支援センターなど既存施策の活用促進、優れた取組の横展開を促進・支援
- 日本語能力に課題のある子供への拠点校を中心とした教育体制整備・キャリア支援等の強化
- 大学、民間との連携も含め、特に優れた能力を更に伸ばす教育を推進

## 「特別支援教育部会」第一次提言

特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行える体制を整えることが喫緊の課題である。このため、教育・医療・福祉・労働・療育等の関係機関が十分に連携しつつ、早期からの発見・支援、発達障害等の多様な特性も含めた個々の子供たちに的確に対応した教育の充実、就労・進学等も見据えた高等学校段階での支援の充実等が、真の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現には不可欠である。

このような教育的支援を行うためには、教師の専門性の向上が不可欠であることから、国は、特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の必須化も視野に、その取得を促進する。また、特別支援教育のための教職員定数の改善や、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成促進といった指導内容・指導体制の双方の整備を図る。

加えて、スポーツ・文化を通じた障害者が能力を十分に発揮できる機会の提供や、特別支援学校の教室不足等に対応するための施設整備、特別支援教育へのICTの活用のための財政支援に取り組むとともに、学校のみならず地域においてこれらの子供たちを継続的に見守り支援することのできる体制を整える。

この際、国は、全国的な教育水準の維持・向上を図る観点から、各都道府県等における取組状況についても把握する等フォローアップを行い、適切な環境整備を促すべきである。

さらに、障害の有無にかかわらず、不登校傾向、低学力、日本語能力、家庭の教育力等の課題を抱えた子供や、特に優れた能力を持ちながらそれを伸ばす機会に恵まれない子供など、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、その能力をできる限り伸ばさせ、将来社会で活躍できる力を身に付けられるよう、よりきめ細かい教育の実現を目指す。

なお、本部会においては、本提言後も引き続き、教育と医療、福祉、労働等との連携など必要な施策について検討を行い、随時、提言を行うこととする。

### 1. 早期からの将来設計、保護者の不安解消 ～早期からの発見・支援等の仕組の充実～

(関係部局・機関等の連携体制の整備)

- ① 乳幼児期から学校卒業後まで切れ目なく発達支援・相談対応等が行われるよう、国においては特に文部科学省と厚生労働省が密接に連携するとともに、各都道府県・市区町村において、教育・保育・福祉・保健・医療・労働・療育等の関係部局・機関が連携して対応する体制の整備、各関係機関間で支援に関する情報の共有・引継ぎがなされるよう、国として支援・促進する。

(「気づき」の段階からの支援充実、早期支援コーディネーターの配置拡充)

- ② 障害のある、あるいはその可能性がある子供に対する「気づき」の段階からの支援を充実するため、それぞれの地域において、教育・医療・福祉・療育等の関係機関が連携

し、幼稚園、保育所及び認定こども園における、障害の可能性のある乳幼児期の子供の早期発見、早期支援、療育センター等の福祉機関の活用等を促進する。また、関係部局・機関等や保護者・地域等との連絡調整・情報収集等を行い、適切な就学先決定につなげる「早期支援コーディネーター」の都道府県・市区町村への配置を拡充する。

(保護者の不安解消、社会的啓発)

- ③ 保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、関係部局・機関の連携の下、学校・家庭・地域が協働して発達障害も含めた障害に関する情報を的確に提供するとともに、保護者の前向きな理解への支援を行う。また、障害のある者もない者も互いに理解し、共に助け合い、支え合って生きていく共生社会の形成を目指し、これらの場を通じた障害者理解の促進など社会的啓発を行う。

(就学時健診に関するマニュアルの見直し)

- ④ 就学前からの障害による困難や潜在的な発達障害等の可能性の早期発見のため、関係省庁が連携し、1歳半健診や3歳児健診等の結果の就学時健診への活用を促進するとともに、発達障害を含む個別の障害種に対応した的確な検査がなされるよう、マニュアルの見直しや先進事例の周知を行う。また、就学後も継続した実態把握等を行い、支援の充実に努める。

## 2. 子供一人一人に応じた学校教育の充実

### ～教師の専門性向上、指導体制・指導内容の充実～

(特別支援教育担当教師の専門性向上)

- ① 特別支援教育を担当する教師の専門性の向上を目指し、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までに、おおむねすべての特別支援学校教師が特別支援学校教諭免許状を所持するよう取り組むとともに、小・中学校の特別支援学級教師についても現状の2倍程度を目指し、目標年度を区切って同免許状の保有率向上等を図る。この際、任命権者である都道府県教育委員会等における保有率向上に向けた採用・配置・研修の計画的な実施を促す。あわせて、教員養成課程における特別な支援を必要とする子供に関する知識や指導法に関する取扱いの充実、すべての教師が発達障害を含めた障害に関する理解と専門性を向上させるための現職研修の強化に取り組む。

(教職員定数の改善)

- ② 特別支援教育の対象となる子供の顕著な増加傾向を踏まえ、通級による指導の拡充や特別支援教育コーディネーターの専任化など、特別支援教育への対応のための教職員定数の改善を行うとともに、日常生活や学習指導上のサポートを行う特別支援教育支援員の配置を促進する。

(特別支援学級等の対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成義務化)

- ③ 教育上特別な支援を必要とする子供について学校段階を超えた円滑な情報共有・引継ぎがなされ、一人一人に応じた教育が適切に行われるよう、幼稚園、小・中・高等学校等における「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成及び進級・進学時の適切な引継ぎに係る仕組みを構築する。特に、特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成を義務化する。

(医療的ケアのための看護師等の配置拡充)

- ④ 医療的ケアを必要とする子供の安全確保や教育の充実のため、学校において医行為を行う看護師等の配置を拡充するとともに、通学支援の方策等の課題について検討を進める。また、長期入院等の児童生徒の教育機会を保障するため、関係機関が連携して支援する体制の構築に向けた取組を促進する。

(教育支援体制整備のためのガイドラインの作成・普及)

- ⑤ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等における発達障害等の障害のある子供への教育支援体制を整備するため、教育委員会、各学校等、保護者等のためのガイドラインの作成・普及など、発達障害等の障害のある子供に対して行う特別支援教育に関する社会的理解の醸成に取り組む。

### 3. 自立と社会参加の実現 ～就労・進学等も見据えた高等学校段階等での支援の充実～

(就労支援コーディネーターの配置拡充)

- ① 就労を希望する生徒が障害を理由としてその途が閉ざされることがないように、特別支援学校高等部や高等学校において、労働等の関係機関と連携し、就労先・就業体験先の開拓や、卒業後のフォロー等を行う「就労支援コーディネーター」の配置を拡充する。

(キャリア発達支援・就労支援の充実)

- ② 障害のある生徒が将来に希望を持って社会で活躍するために必要な能力を身につけることができるよう、自立と社会参加を見据え、生徒が目的意識を持って学習意欲を高めるための技能検定等の開発・実施や長期間の産業現場等での実習など、生徒一人一人の特性や能力に応じたキャリア発達を支援する教育や就労支援を一層充実する。

(高校における通級による指導の制度化、特別支援学級の制度化の検討)

- ③ 障害者の権利に関する条約の「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、小中学校からの学びの連続性を確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、高等学校における通級による指導を制度化し、指導内容・方法の充実、支援体制等の整備とあわせ強力に推進する。また、高等学校における特別支援学級の制度化についても検討する。

(入学試験や大学等での配慮・支援の充実)

- ④ 高等学校入学試験や大学入学者選抜等において、障害のある生徒について、公平性を基本としつつ、例えば別室受験や会場・座席位置の配慮、ICT機器使用の許可及び補聴器・拡大鏡・車椅子等の補助具の活用といった配慮に基づく対応を徹底する。また、大学等において、障害のある学生に対する支援について関係者への啓発を図るとともに、支援のための専門部署や教職員の配置を進める大学等への財政支援等を通じ、障害のある学生への支援を促進する。さらに、専修学校において、特別な支援を要する生徒の社会的・職業的自立に向けた教育を推進する。

(学校卒業後の能力維持・向上のための継続的な学習機会の充実)

- ⑤ 社会教育の観点からも、障害のある者が学校卒業後も地域において継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、利用しやすい学習の場、

機会を充実する。各地域の状況に応じた優れた取組を促すとともに、社会教育施設等においても利用しやすい環境整備に努める。

#### 4. 隠れた能力を引き出す機会の提供と環境整備

##### ～スポーツ・文化の振興、施設整備・ICTの活用～

(スポーツの振興)

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、学校における障害者スポーツ体験や障害者アスリート等との交流への支援を行うとともに、「心のバリアフリー」の観点から、特別支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習を促進する。また、特別支援学校等を活用して障害者スポーツの拠点づくりを支援する。さらに、パラリンピックのみならず、スペシャルオリンピックスやデフリンピックをはじめとする様々な障害者スポーツ大会を周知することなどにより、障害のある子供たちのスポーツへの参加を促進するとともに、障害のない子供たちの障害者スポーツへの理解を図る。

(文化の振興)

- ② 障害の有無にかかわらず、すべての子供たちなどが文化芸術に親しみ、優れた才能を生かして活躍することができるよう、障害者の優れた文化芸術活動の成果を発表するための展覧会や公演等の機会の充実を図るとともに、障害者の芸術活動を支援する人材の育成等に取り組む。

(特別支援学校等の施設整備・特別支援教育へのICTの活用)

- ③ 特別支援学校等の教室不足等に対応するため、都道府県における潜在的なニーズを含めた受入れが想定される児童生徒数の的確な把握や解消計画の策定・更新を促すとともに、施設整備を含むハード面での環境整備を進める。その際、障害のある子供たちの多様なニーズに応じた効果的な施設整備に係る事例の情報発信を行う。さらに、障害により学習上の困難のある子供たちが、ICT教材等を積極的に活用できるよう必要な財政支援を検討する。

(個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育のための調査研究など指導の充実)

- ④ 発達障害を含む障害のある子供が、その困難さや発達の遅れにのみ着目されるのではなく、個々の有する能力や才能を更に伸ばす観点から教育が受けられるよう、効果的な指導内容・手法等に関する調査研究など、障害のある子供への指導を充実する。

(NPO等民間団体と連携した取組の促進、特別支援サポーターの配置促進)

- ⑤ 学校における指導及び支援とも連携しつつ、家庭や地域も含めた社会総がかりでの支援体制を構築する観点から、障害のある児童生徒等への教育支援活動を行うNPO等民間団体と連携した取組を促進するとともに、地域の実情に応じて放課後等にすべての子供たちを対象に行われる「放課後子供教室」において、学習支援や体験プログラム等の実施に当たり、特に配慮が必要な子供たちへの支援を行う「特別支援サポーター」の配置を促進する。

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の機能強化)

- ⑥ 特別支援教育の質の向上のため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、インクルーシブ教育システムに関して地域が直面している課題を自治体とともに研究し成果を発信するセンターの設置、発達障害のある子供の基本的な理解や対応について学校等で手軽に研修ができるインターネット講義の充実、「合理的配慮」の実践事例・ICT教材等のデータベースの充実など、研究、研修、情報発信を充実する。



## 5. 多様な個性に対応し一人一人の力を最大限に伸ばす教育の実現

(不登校特例校、教育支援センターなど既存施策の活用促進と夜間中学の設置促進・連携強化)

- ① 不登校の子供を対象とした特別の教育課程を編成する学校の設置、教育支援センターの一層の充実など、既存の仕組みが最大限に活用されるよう、文部科学省として各地方公共団体等に対し、制度の周知や先進事例の紹介などを一層積極的に行う。また、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センターや不登校特例校との連携強化等を実施する。

(日本語能力に課題のある子供への教育体制整備)

- ② 外国人児童生徒をはじめとする日本語能力に課題のある子供への支援について、地域の状況に応じた「拠点校」を中心とした教育体制整備のモデル構築、社会的自立に向けた高校進学・キャリア教育支援等を含め、現状の課題に応じた取組を強化する。

(大学、民間との連携も含め、特に優れた能力を更に伸ばす教育を推進)

- ③ 特に優れた能力を持つ子供たちの力を最大限に開花させられるよう、各学校、地方公共団体等における多様な学びの場を充実する。その際、大学や民間団体等とも積極的に連携を図る。例えば理数や芸術、プログラミング等に関する多様なプログラムを充実するための取組を促進する。

(個に応じた優れた取組の横展開を促進・支援)

- ④ これらの教育上特別な配慮を必要とする子供たちへの教育について、先進事例の紹介や成果・課題の分析等を積極的に行い、優れた成果を上げている取組の横展開を促進・支援する。また、継続的かつ一貫した教育支援を行うため、各地方公共団体、学校等において必要に応じ2. ③のような取組がなされるよう促す。

(「チーム学校」の推進)

- ⑤ 同一学年でも大きな学力差がある子供たちの現状を踏まえ、一人一人の学習課題に応じたきめ細かい教育を行えるよう、「チーム学校」の推進の観点から、学校における指導体制の強化、教師の指導力向上のための養成・採用・研修の充実、特別非常勤講師や特別免許状制度の活用、学校教育への地域の人材の一層の参画に取り組む。また、各学校・地域の状況に応じ、オーダーメイド型指導の一層の拡充、放課後や土曜日等を活用した補充的・発展的な学習や、「地域未来塾」のような地域の人材による学習支援の場を充実する。

(教師の資質能力向上、研修体制の整備)

- ⑥ とりわけ、子供たちの心に火を灯す教師の力量を高めるために、教師育成指標の策定、教師教育に係る協議の場の設置、教師採用試験の共通化、研修リーダーの全校配置、教師育成ネットワークシステム(教師能力開発支援機構)の整備など教育基本法第9条の趣旨の具現化について、速やかな実現を図る。特に、教師の学びの場として最も重要なのはOJTや校内研修であり、大量採用された若手教師等を各学校において組織として確実に育てるため、各学校における指導教員の確保のために教職員定数を充実させ、メンター制等速やかな研修体制の整備を図る。